

令和7年8月定例農業委員会

議 事 録

小城市農業委員会

小城市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年8月5日(火) 午後1時30分から午後2時16分

2. 開催場所 庁舎大会議室(A・B)

3. 出席委員

1番 松本康博	2番 香月英昭
3番 中村津多子	4番 西村徳義
5番 井手悦郎	6番 高塚和行
7番 江頭和夫	8番 釘本勝
9番 大屋博幸	11番 北島英文
12番 江里口勇	14番 江里口泰信

4. 欠席委員

10番 古賀榮一	13番 秋丸政光
----------	----------

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 第1号議案 農地法第3条による許可申請について

第2号議案 農地法第5条による許可申請について

第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について

第4号議案 農用地売渡等の希望申出について

第5号議案 農用地の買入協議の要請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 副島政隆	副局長兼庶務係長 真子祐輝
-----------	---------------

7. 会議の概要

事務局	<p>それでは、皆さん定刻になりましたので、ただいまから始めさせていただきたいと思ひます。</p> <p>本日は令和7年8月の農業委員会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございますごひます。</p>
会 長	<p>まず、開会に当たりまして、江里口会長から御挨拶をお願いいたします。</p> <p>皆さんこんにちは。昨日の雨は農作物にとっては非常に有効な雨じゃなかったかと思ひます。また、人間のほうも一雨来て一段落したんじゃないのかなと思ひております。</p> <p>今日は1号議案から5号議案までごひますので、皆様方の審議をよろしくお願ひ申し上げます。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は10番古賀委員と13番秋丸委員から欠席の連絡がありました。</p> <p>出席委員は12名で在任委員の過半数以上の出席がごひますので、小城市農業委員会会議規則第7条の規定により、この会議は成立していることを御報告いたします。</p>
議 長	<p>それでは、議事に入りますが、小城市農業委員会会議規則第5条の規定により議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は江里口会長にお願ひいたします。</p> <p>ただいまから令和7年8月の農業委員会を開会いたします。</p> <p>早速ですが、議事に入ります。</p> <p>まず、日程第1. 議事録署名委員の指名についてを議題とします。</p> <p>本日の会議の議事録署名委員については、議席番号順となっておりますので、私から御指名をさせていただきます。</p> <p>12番江里口勇委員、1番松本委員をお願いします。</p> <p>また、議案に対し質疑がある場合は、必ず挙手をして、事務局からマイクを受け取ってから発言をお願いいたします。</p> <p>それでは、日程第2. 第1号議案 農地法第3条による許可申請についてを議題とします。</p>
事務局	<p>申請番号1について、事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>議案書1ページを御覧ください。</p> <p>本日の農地法第3条の許可申請の審議件数は2件です。</p> <p>まず、申請番号1について説明いたします。</p> <p>議案資料のほうは1ページから6ページとなります。</p> <p>(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号1について事務局より説明)</p> <p>この案件の場所につきましては芦刈町虎坊地区にある農地で、申請理由は規模拡大でございます。</p>
議 長	<p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、申請番号2について事務局から議案の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>申請番号2について説明いたします。 議案資料は7ページから12ページとなります。 (第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号2について事務局より説明) この案件の場所につきましては牛津町両新村地区にある農地で、申請理由は規模拡大でございます。</p>
議長	<p>以上でございます。 ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
事務局	<p>(挙手) 全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、第2号議案 農地法第5条による許可申請についてを議題とします。 申請番号1について、事務局から議案の説明をお願いいたします。 議案書は2ページから3ページになりますが、2ページについては本日机の上に配付をしております差し替えのほうを御覧ください。 本日の農地法第5条の許可申請の審議件数は5件です。 申請番号1について説明をいたします。 資料のほうは13ページから20ページまでとなります。 (第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号1について事務局より説明) この案件の場所につきましては小城町の中町交差点の北東にある農地で、周りを道路と宅地に囲まれております。転用目的は貸店舗2棟を建築したいということです。 被害防除対策ですけれども、30センチほど盛土をされますが、周辺農地への影響はないと考えております。排水計画ですが、雨水については南側道路側溝へ排水、生活雑排水は合併浄化槽で処理した後に、雨水と同じく南側道路側溝へ排水をされます。 農地区分と許可基準ですけれども、農地区分は住宅の用もしくは事業の用に供する施設または公共施設もしくは公益的施設が連たんしている第3種農地であり、許可し得ると考えております。 以上でございます。</p>
議長	<p>この案件については私のほうが事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。 この案件につきまして、譲渡人、譲受人、申請農地については事務局から説明があったとおりでございます。 申請目的及び位置の検討について、申請地でなければ転用目的を達成することが困難であり、やむを得ないと判断できる。 計画面積の検討について、利用計画図などにより適当であると判断できる。 実現確実性の判定について、早急に転用することが認められ、遅滞なく目的に供されることは確実である。 被害防除施設・用排水の検討について、雨水は道路側溝へ排水、家庭排水は合併浄化槽を通じ側溝に排水する計画であり、周辺農地への影響は少なく適当であると判断できる。 その他の特記事項については、令和7年7月25日に現地確認済みでございます。</p>

以上でございます。よろしく御審議お願いします。

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、申請番号2について事務局から議案の説明をお願いします。

申請番号2について説明いたします。

資料は21ページから30ページまでとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号2について事務局より説明)

この案件の場所ですけれども、小城町の宿地区にある農地で、転用目的は生活環境がよいため住宅19戸を建築したいということで申請をされています。

被害防除対策ですが、盛土はされますが、擁壁で土留めをされます。排水計画ですが、雨水については集水して申請地の西側、中央、東側にそれぞれ水路が流れておりまして、そちらのほうへ排水をされます。生活雑排水は合併浄化槽で処理した後、雨水と同じく申請地の西側、中央、東側にある水路へ排水をされます。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は土地改良事業が施工された第1種農地で、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当し、許可し得ると考えております。

以上でございます。

この案件については1番松本委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告してください。

調査事項、イ、申請目的及び位置の検討について、申請地でなければ転用目的を達成することが困難であり、やむを得ないと判断できる。申請地を選定した理由は適当である。

ロ、計画面積の検討について、利用計画図などにより適当であると判断できる。

ハ、実現確実性の判定について、早急に転用する必要があると認められ、遅滞なく目的に供されることは確実である。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、排水は西と東、中央の水路へ排水、家庭用排水は合併浄化槽を通じ水路へ排水される。周辺農地への影響は少なく適当であると認められます。

ホ、その他の特記事項について、令和7年7月25日に現地確認済みであります。

よろしくをお願いします。

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、申請番号3について事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

議 長

1 番

議 長

事務局

申請番号3について説明いたします。

資料は31ページから39ページまでとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号3について事務局より説明)

この案件の場所につきましては三日月町西分にある農地で、転用目的としては農業に従事しやすいように農地の近隣に住宅を建設したいということで申請をされています。

被害防除対策ですが、盛土をされますが、コンクリートブロックで土留めをされます。排水計画ですが、雨水については集水して南側道路側溝へ排水されます。生活雑排水は合併浄化槽で処理した後に、雨水と同じく南側の道路側溝へ排水されます。

農地区分と許可基準ですけれども、農地区分は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地で、周辺の他の土地に立地することが困難な場合に該当し、許可し得ると考えております。

以上でございます。

議長

この案件については6番高塚委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告してください。

6番

農地法第5条申請事前調査事項。

譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は事務局からの説明のとおりです。

5、調査事項、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。

ロ、計画面積の検討について、利用計画図などにより適当であると判断できる。

ハ、実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実である。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、雨水は南側側溝へ排水、家庭内排水は合併浄化槽を通して南側側溝へ排水する計画であり、周辺農地への影響は少なく適当であると判断できる。

ホ、その他特記事項について、令和7年7月25日に現地で確認済みです。

令和7年8月5日、農業委員、高塚です。

審議のほうよろしくをお願いします。

議長

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号3について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、申請番号4について事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

申請番号4について説明をいたします。

資料は40ページから49ページまでとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号4について事務局より説明)

この案件の場所につきましては三日月町甘木地区にある農地で、転用目的は生活環境がよいため住宅16戸を建築したいということで申請をされています。

被害防除対策ですが、盛土はされますけれども、擁壁やコンクリートブロックで土留めをされます。排水計画ですが、雨水については集水して西側の水路へ排水をされます。生活雑排水は合併浄化槽で処理した後に、雨水と同じく西側水路へ排水

をされます。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は、鉄道の駅、軌道の停車場または船舶の発着場からおおむね300メートル以内にある第3種農地で、許可し得ると考えております。

以上でございます。

議 長

この案件については3番中村委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告してください。

3 番

農地法第5条申請事前調査事項を報告します。

譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的については事務局より報告のとおりです。

5、調査事項として、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当であると判断しました。

ロ、計画面積の検討について、利用計画図等により適当であると判断できる。

ハ、実現確実性の判定について、早急に転用する必要が認められ、遅滞なく目的に供されることは確実であると思います。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、生活雑排水は合併浄化槽にて処理後西側水路へ、また、雨水排水についても同じく西側水路へ放流することで周辺農地への影響は少ないと思います。

ホ、その他の特記事項について、令和7年7月25日に現地で確認済みです。

以上、よろしく御審議のほどお願いします。

議 長

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。申請番号4について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号4は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

事務局

次に、申請番号5について事務局から議案の説明をお願いします。

申請番号5について説明をいたします。

資料は50ページから59ページまでと、本日机の上に追加資料ということでお渡しをしている資料になります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号5について事務局より説明)

この案件の場所は小城町鷺ノ原にある農地で、転用目的は診療所を現在地から移転をしたいとのことで申請をされました。

被害防除対策ですが、盛土をされますが、土留め工事をされます。排水計画ですが、雨水については集水して南東側の河川に排水をされます。生活雑排水は合併浄化槽で処理した後に、雨水と同じく南東側の河川へ排水をされます。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設または公共施設もしくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満である第2種農地ということで、周辺の他の土地に立地することが困難な場合に該当し、許可し得ると考えております。

以上でございます。

議 長

この案件については11番北島委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告してください。

11番

事前調査事項について報告をいたします。

議 長	<p>ということになって、17時30分にその旨を〇〇〇〇〇さんに伝えて、売買あっせんが成立しました。</p> <p>〇〇〇さんと〇〇さんに、後日、農業委員会から連絡があるということを伝え、あっせんが成立したところです。</p> <p>以上です。</p> <p>ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号602について異議なしとすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> <p>全員賛成ですので、第3号議案につきましては計画書(案)のとおり異議なしとして小城市長へ回答いたします。</p>
事務局	<p>次に、第4号議案 農用地売渡等の希望申出についてを議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>議案書は11ページになります。</p> <p>第4号議案 農用地売渡等の希望申出について説明をいたします。</p> <p>本日の審議件数は貸付希望の2件です。</p> <p>まず、申請番号1について説明をいたします。</p> <p>資料のほうは60ページです。</p> <p>申請番号1番、(土地の所在、地目、面積、申出人住所氏名、貸付希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p>
議 長	<p>説明は以上です。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、申請番号2について事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>申請番号2について説明いたします。</p> <p>資料は62ページになります。</p> <p>申請番号2番、(土地の所在、地目、面積、申出人住所氏名、貸付希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p>
議 長	<p>説明は以上です。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号2について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p>
事務局	<p>全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、第5号議案 農用地の買入協議の要請についてを議題とします。</p> <p>申請番号1について、事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>農用地の買入協議の要請についてを説明します。</p> <p>この買入協議の要請とは、農地の所有者から農地を売り渡したいという申出があった場合に、農業委員会が農地集積のため農地中間管理機構が一旦買い入れるこ</p>

議 長	<p>とが必要と認めて、農地の所有者と農地中間管理機構で協議を行ってもらうように市長に要請を行うものになります。</p> <p>申請番号1について説明いたします。</p> <p>資料は64ページから68ページです。</p> <p>申請番号1番、（土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、あっせん担当を読み上げる。）</p> <p>説明は以上です。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いします。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。申請番号1について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手）</p> <p>全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>ほかに皆さん方の中から何かございましたらよろしくお願いします。</p> <p>（なし）</p>
事務局	<p>ないようですので、次回日程等の連絡について事務局からお願いします。</p> <p>次回の日程ですが、今月の農地転用の現地調査が8月25日月曜日です。午後1時30分から2-6会議室になります。</p> <p>9月の農業委員会が9月5日金曜日午後1時30分から、こちらの大会議室となります。</p>
議 長	<p>以上です。</p> <p>それでは、以上をもちまして8月の農業委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。</p>

本議事録が正当であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名委員

署名委員